

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等による 福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)のご案内

貸付額	20万円以内(一括交付)
●貸付金交付	申請から交付まで14日程度
●据置期間	1年以内
●返済期間	2年以内(24回以内)
●連帯保証人	不要
●利子	無利子

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯とします。

他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

*4月30日より、中央労働金庫(労働金庫連合会「緊急小口資金受付担当」においても郵送による受付を行っています。

ただし、未成年の方は居住地の社会福祉協議会にお申し込みください。

■ お申込みに際して必要な書類等

(1) 住民票(世帯全員が記載された、マイナンバーの記載のない、発行後3か月以内のもの)

※豊島区内に住民票をおいていない方や、住民票上の住所と居住している場所が違う方は、来所される前に、裏面の問い合わせ先にご連絡ください。

(2) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)

※外国人住民の方は在留カードが必要です。

(3) 預金通帳またはキャッシュカード(振込口座の銀行名・支店・口座番号・名義のわかるもの)

(4) 印鑑(認印可)

■ お申込みにあたって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性のある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金 ご指定の金融機関口座(ご本人名義に限る)に振り込みます。

■ ご返済について 原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。口座設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

【返済例】 元利均等月賦払い(端数は最終回調整)

20万円借入れた場合・・・ 1回目～23回目 8,330円

最終回(24回目) 8,410円

※ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができるとしてあります。

お申込み・問い合わせ先は裏面をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症の影響による離職等による 総合支援資金 生活支援費(特例貸付)のご案内

貸付額	二人以上世帯	月額20万円以内
	単身世帯	月額15万円以内
●貸付金交付	申請から交付まで最短20日	
●貸付期間	原則3カ月以内	
●据置期間	1年以内	
●返済期間	10年以内(120回以内)	
●連帯保証人	不要	
●利子	無利子	

■ 貸付対象

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている世帯とします。

他道府県社会福祉協議会で今回の特例貸付を既に受けている世帯は対象外です。

本資金は、緊急小口資金(特例貸付)と同じ時期に貸付けることはできません(緊急小口資金を利用したあとに、収入減が続く場合や失業等となった場合に、総合支援資金を申請することは可)。

■ お申込み先 居住地の区市町村社会福祉協議会

■ お申込みに際して必要な書類等

- (1) 住民票(世帯全員が記載された、マイナンバーの記載のない、発行後3か月以内のもの)
※豊島区内に住民票をおいていない方や、住民票上の住所と居住している場所が違う方は、来所される前に、裏面の問い合わせ先にご連絡ください。
- (2) 本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等)
※外国人住民の方は在留カードが必要です。
- (3) 預金通帳またはキャッシュカード(振込口座の銀行名・支店・口座番号・名義のわかるもの)
- (4) 印鑑(認印可)

*緊急小口資金(特例貸付)の貸付を受けた場合、送金の事実(送金先と送金額の記帳された預金通帳のコピーの提出)をもって、(1)(2)の提出を省くことができます。

■ お申込みにあたって

お申込みに当たって、ご世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者、または、罹患者との濃厚接触の可能性がある方がいらっしゃる場合は、ご来所になる前に必ず、居住地の区市町村社会福祉協議会にご連絡ください。

■ 貸付金の送金 ご指定の金融機関口座(ご本人名義に限る)に1か月ごと分割振込み

■ ご返済について 原則として金融機関口座引落しで毎月ご返済いただきます。口座設定ができない場合は、指定の払込票でゆうちょ銀行からお振込みいただきます。

※ 今回の特例措置では新たに、償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除することができますこととしています。

◎貸付相談から資金交付まで お問い合わせ先 【受付時間：9時～16時】

豊島区民社会福祉協議会 電話 03-6388-5017

〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階

◎資金交付後、ご返済完了まで お問い合わせ先

▶ 緊急小口資金 東京都社会福祉協議会 電話 03-3268-7238

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

▶ 総合支援資金 豊島区民社会福祉協議会 電話 03-6388-0055

〒170-0013 豊島区東池袋 1-39-2 豊島区役所東池袋分庁舎 4階